

## 第2回 入学時誓約書等における保証人の責任極度額に関するアンケート調査結果

### 1、調査の目的

本件に関する第1回目の調査結果を本誌536号(2019年10月号)に掲載いたしました。その際は民法改正についての認知度が低く、「未定」の回答ばかりでしたので、再度調査を行うことといたしました。

入学の際提出を求めている本人(学生・生徒)と保証人の誓約書に「本人(学生・生徒)の行為により生じた大学に対する損害は、私が(連帯して)保証します」旨の文言が入っている場合、保証人が、本人(学生・生徒)の学費未納や不法行為等により学校法人が被った不特定の損害の賠償義務を(本人と連帯して)保証する、いわゆる「個人根保証契約」に当たります。

民法の改正(令和2年4月1日施行)により、個人が保証人となる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」(利息、延滞金等を含む。)を定めなければならないこととなりました(改正民法465条の2)。極度額を定めていない(連帯)保証条項は無効となります。

なお、本年3月31日までに提出された誓約書については、現行法のルールが適用されますので、極度額の記載は不要です。

### 2、調査の概要

調査期間 : 2020年1月16日~1月31日

調査対象 : 594法人

回答法人数 : 89法人(14.9%)

#### 回答のあった法人の設置校の内訳

設置校	校
大学	57
短大	30
高校	85
中学校	55
小学校	14
幼稚園	42
専門学校	11
合計	294

#### 調査 1 保証人の損害賠償の極度額の定めについて

極度額の定め		大	短	高	中	小	幼	専
ア	極度額を定める(金額や根拠はほぼ決まっている)	18	6	18	12	3	3	0
イ	極度額を定める予定(金額や根拠は未定)	13	8	16	12	1	1	1
ウ	検討中	15	9	31	16	4	15	8
エ	極度額を定めない(保証契約は無効となります)	5	3	9	6	3	6	1
オ	保証人の誓約書をとっていない又は誓約書に保証人の損害賠償に関する文言がない	6	4	11	9	3	16	1
カ	その他(詳細な回答なし)	42	69	20	49	85	57	88
合計		57	30	85	55	14	42	11

**調査 2** (調査 1 でアを回答) 極度額の金額・根拠について

大学

1年間の学費相当額	2
2年間の学費相当額	1
4年間の学費(授業料、教育充実費等)相当額	6
誓約書裏面記載の授業料及び教育充実費の4年分の極度額の範囲で連帯保証するものとする	1
学部ごとの標準修業年限(4年又は6年)分の学生納付金を上限とする	2
在学中の学生納付金を上限とする (裏面に、4年分の学費に、留年・休学した場合の学費、最長(8年分)在籍した場合の学費の明細を表記)	3
在学(在籍)中の学費相当額(学費一覧を付けるが、何年分かの年数を示さない)	1
極度額 500万円	1
学部 600万円、大学院 400万円	1
<b>合 計</b>	<b>18</b>

短大

1年間の学費相当額	1
2年間の学費相当額	3
極度額 300万円	1
最大在学した場合の授業料その他納付金の合計額を上限とする金額 (標準修業年限2年分の学費に、留年・休学した場合の学費を付ける。)	1
<b>合 計</b>	<b>6</b>

高校

30万円(3か月分の学費の上限程度)	1
1年間の学費相当額	1
3年間の学費相当額	9
1年100万円を上限とし3年分	1
200万円(3年間の学費相当額、遅延利息、器物損害賠償見込み額)	1
3年間の学費・寮費相当額	2
80万円(1年間学納金・学級費相当額)、寮生は1年間寮費相当額(150万円)を加算	1
6年間(中高一貫校)の学費相当額	1
月額授業料の5か月分の授業料等納付金(20万円)+施設・備品の損害賠償額(50万円)	1
<b>合 計</b>	<b>18</b>

④ 中学校

1年間の学費相当額	1
3年間の学費相当額	7
1年100万円を上限とし3年分	1
6年間(中高一貫校)の学費相当額	1
年間学納金・学級費相当額(80万円)	1
月額授業料の5か月分の授業料等納付金(20万円)+施設・備品の損害賠償額(50万円)	1
合 計	12

小学校

6年間の学費相当額	3
-----------	---

幼稚園

3年間の保育料相当額	3
------------	---

3、アンケート結果から（弁護士法人依法律事務所 板谷直樹弁護士）

個人根保証における極度額の明示規定は、予想を超える多額の保証債務の履行を求められることがないように保証人の予測可能性を確保する、保証人保護のための規定です。

保証人が保証契約を締結するという判断を行う時点で責任の上限を予測できるようにしておく必要がありますので、1つの保証契約の中に極度額について複数パターン用意してあってどのパターンに属するのか分からないような明示方法や、「在籍中の学費」として、学費一覧を付けるだけで何年分の責任を負う可能性があるのか分からないような明示方法では、極度額の明示があったとは認められない危険性があると考えます。

「最大在籍した場合」では、保証人に対して具体的に何年分の責任を負うことになるのか明確ではありません。また、通常の卒業まで要する年数分の金額に加えて、留年した場合は1年あたりプラスいくらなのかという明示も、保証契約締結時点において留年するかどうかは不確定ですので、極度額の明示としては不適切とされる可能性があります。

留年等の場合も含めて、最大年数在籍した場合の全額について保証を求めらるのであれば、1年あたりの金額を示した上で、8年分などと最大在籍期間を明示しておくのが適切です。

保証人に対して滞納している学費等を請求する場合、滞納額は何十万円、何百万円と高額になっているのが通常かと思しますので、保証人に請求する可能性があるのであれば、争いの余地があるような疑義のあり得る明示方法ではなく、誰が見ても極度額の明示があったと認められるような分かりやすい明示方法にさせていただくのが適切であると考えます。